

長久手市生ごみ発酵用密閉バケツ補助金交付要綱

(通則)

第1条 長久手市生ごみ発酵用密閉バケツ補助金（以下「補助金」という。）は、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、一般家庭から排出される生ごみの減量及び再資源化を図るため、生ごみ発酵用密閉バケツ（以下「バケツ」という。）の購入費に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、長久手市補助金等交付規則（昭和60年長久手町規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、バケツとは、密閉用生ごみ処理材を使用して生ごみの堆肥化を促進することができる密閉式かつ容積10リットル以上の蓋付きであるものとする。

(補助金の交付対象者等)

第3条 補助金の対象者は、長久手市に住所を有する者とし、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) バケツを購入し、これを生ごみの減量化又は堆肥化のために適切に使用し、かつ管理するものとする。
- (2) バケツは、日本国内を所在地とする販売店から購入するものとする。
- (3) バケツは、1世帯につき5個までを対象とする。ただし、市長が認めた場合においては、この限りでない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、バケツの購入価格（消費税含む。）の2分の1の額（100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、1個につき1,000円を上限とする。

(補助金の交付申請手続)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、長久手市生ごみ発酵用密閉バケツ補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 領収書（クレジット契約等による購入の場合は、その申込書）の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 交付申請に関する手続は、購入年度の3月31日までとする。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、長久手市生ごみ発酵用密閉バケツ補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知する。

（補助金の請求）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、長久手市生ごみ発酵用密閉バケツ補助金請求書（様式第3号）により補助金の請求を行うものとする。

（交付決定の取消等）

第8条 申請者が虚偽の申請その他不正な手段により、補助金の決定又は交付を受けた場合においては、市長はその決定を取り消し、又はすでに交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成10年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。